

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

改正後	改正前
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略）</p> <p>劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） (1)〇(122)（略）</p> <p>(123) 三〇プロモロー（三〇クロロピリジン）ニール [四〇シアノニールメチル六〇（メチルカルバモイル）フェ ニル]ニールHニールピラゾール五〇カルボキサミド（別名シアン トラニールプロール）及びこれを含有する製剤</p> <p>(124)〇(146)（略） 十二〇六十七（略）（毒物）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略）</p> <p>劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） (1)〇(122)（略）</p> <p>(123)〇(145)（略） 十二〇六十七（略）（毒物）</p>

（傍線の部分は改正部分）